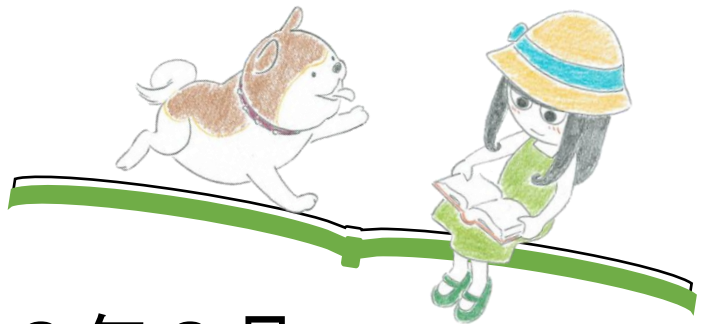
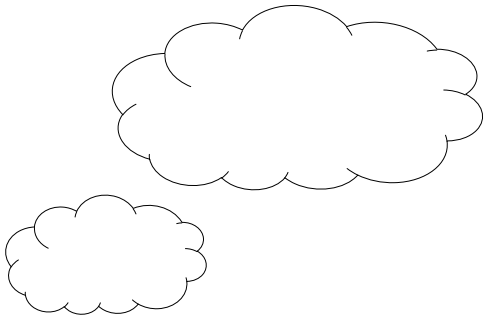
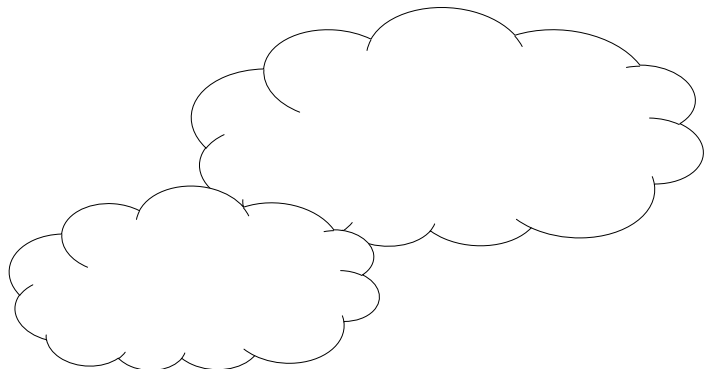


# 第4次小金井市子ども読書活動推進計画



令和3年3月

小金井市教育委員会



## はじめに

---

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かすことのできないものです。



小金井市では「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、小金井市子ども読書活動推進計画を平成16年3月に策定以来、子どもたちがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう関係機関と連携し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

令和元年度には、関係機関と話し合いを重ね、市内小学校の学級向けに団体貸出パックの貸出を開始し、子ども達の読書環境の整備を図りました。小金井市立図書館は、令和2年度、子供の読書活動優秀実践図書館の文部科学大臣表彰を受賞しました。これは読書活動の一層の推進に資するため、特色ある優れた実践を行っている図書館に対して贈られるものです。当市図書館が、子どもの読書活動に積極的に働きかけてきたひとつの現れと考えます。

このような取組みや評価の中、作り上げた「第4次小金井市子ども読書活動推進計画」では、子どもの読書活動を活性化させるとともに、新しい役割を持った図書館像が描かれています。今後本計画に基づきながら、子どもの読書活動の推進に一層力を注いでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました小金井市図書館協議会委員の皆様をはじめ、意見募集においてご意見をいただいた市民の皆様や関係各位の方々に心より感謝申し上げます。

小金井市教育委員会教育長

犬熊 雅士

## 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 「第3次小金井市子ども読書活動推進計画」の取組と成果	6
(1) 家庭・地域の取組（図書館）	6
(2) 図書館の取組（図書館）	6
(3) 学校・学校図書館の取組（指導室・学務課）	8
(4) 読書活動と関わりのある生涯学習機関（公民館・生涯学習課）	8
(5) 保育園・児童館、子どもと関わりあいのある諸機関（自立生活支援課・健康課・子育て支援課・保育課・児童青少年課）	9
(6) 啓発・広報などの推進（指導室・図書館）	10
3 今後の国・東京都の課題	10
(1) 国・東京都の状況	10
(2) 国・都・本市の課題	11
4 今後の本市の課題	13
(1) 家庭・地域の取組（図書館）	14
(2) 図書館の取組（図書館）	14
(3) 学校・学校図書館の取組（指導室・学務課）	14
(4) 読書活動と関わりのある生涯学習部署（公民館・生涯学習課）	15
(5) 保育園・児童館、子どもと関わりあいのある諸機関（自立生活支援課・健康課・子育て支援課・保育課・児童青少年課）	15
(6) 啓発・広報などの推進（指導室・図書館）	15
第2章 第4次小金井市子ども読書活動推進計画策定の基本的な考え方	16
1 目的	16
2 計画の対象	16
3 基本方針	16
4 計画の目標	17
5 計画の期間	17
第3章 第4次小金井市子ども読書活動推進計画を推進するための取組	18
1 家庭・地域の取組	18
(1) 家庭における読書環境の充実に向けた支援	18
(2) 地域における図書に関わる活動の充実に向けた支援	18
2 図書館の取組	19

(1) 読書環境の充実 .....	19
(2) 読書活動の支援 .....	19
(3) 学校及び関係施設との連携 .....	20
(4) 関係団体との連携 .....	20
3 学校・学校図書館の取組 .....	21
(1) 各市立学校での支援 .....	21
4 読書活動と関わりのある生涯学習部署の取組 .....	22
(1) 公民館 .....	22
(2) 生涯学習課 .....	22
5 子どもと関わりのある諸機関（保育園・児童館など）の取組 .....	23
(1) 保育園（保育課） .....	23
(2) 児童館、学童保育所（児童青少年課） .....	23
(3) 子ども家庭支援センター（子育て支援課） .....	23
(4) 保健センター（健康課） .....	24
(5) 障害者福祉センター、児童発達支援センター（自立生活支援課） .....	24
6 啓発・広報などの推進 .....	24
(1) 図書館からの情報発信 .....	24
(2) 各学校からの情報発信 .....	25
第4章 オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の推進 .....	26
1 各学校における読書活動を通じたオリンピック・パラリンピック 教育の推進 .....	26
(1) オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動の推進 ...	26
2 図書館の取組 .....	26
(1) オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介 .....	26
<b>【参考】</b> 第4次小金井市子ども読書活動推進計画 第3章 第4章 事業一覧表 .....	27
1 家庭・地域の取組 .....	27
(1) 家庭における読書環境の充実に向けた支援 .....	27
(2) 地域における図書に関わる活動の充実に向けた支援 .....	27
2 図書館の取組 .....	28
(1) 読書環境の充実 .....	28
(2) 読書活動の支援 .....	28
(3) 学校及び関係施設との連携 .....	29
(4) 関係団体との連携 .....	31

3	学校・学校図書館の取組	31
(1)	各市立学校での支援	31
4	読書活動と関わりのある生涯学習部署の取組	33
(1)	公民館	33
(2)	生涯学習課	33
5	子どもと関わりのある諸機関の取組	34
(1)	保育園（保育課）	34
(2)	児童館、学童保育所（児童青少年課）	35
(3)	子ども家庭支援センター（子育て支援課）	35
(4)	保健センター（健康課）	36
(5)	障害者福祉センター、児童発達支援センター（自立生活支援課）	36
6	啓発・広報などの推進	36
(1)	図書館からの情報発信	36
(2)	各学校からの情報発信	38
7	オリンピック・パラリンピック	39
(1)	各学校における読書活動を通したオリンピック・パラリンピック教育の推進	39
(2)	図書館の取組	39
【参考】	第4次小金井市子ども読書活動推進計画 事業別年齢対照表	40
【資料編】		42
資料1	子どもの読書活動の推進に関する法律	43
資料2	小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱	45
資料3	小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会設置要綱	47
資料4	小金井市子ども読書活動推進計画策定の経過	49

### 小金井市立図書館 キャラクター





## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景

小金井市（以下、「本市」という。）では、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号。以下「法律」という。）に基づき、平成16年度から平成20年度までの5年計画として「小金井市子ども読書活動推進計画」を策定し、推進施策53項目を掲げ、一定の成果を上げてきました。平成20年度が終期となることから、引き続き本市の子ども<sup>1</sup>の読書活動推進のために、平成21年度から平成25年度までの5年間の計画として「第2次小金井市子ども読書活動推進計画（以下「第2次計画」という。）」を策定しました。

その後、第2次計画の上位計画である第2次小金井市生涯学習推進計画は、さらに上位計画である第4次小金井市基本構想・前期基本計画との計画期間のずれを解消するため、平成27年度まで延伸されたことを受け、第2次計画についても平成27年度まで2年間延伸することとしました。

そして、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画として、「第3次小金井市子ども読書活動推進計画（以下「第3次計画」という。）」を策定しました。第3次計画では、年齢に応じた取組を行った他、学校や保育園などの子どもと関わりのある機関との連携強化を図りました。特に学校への団体貸出については、貸出パックを導入するなどの制度の見直しを図ることでサービスの拡充に努めました。さらに競技種目やスポーツ、異文化交流といった広い視点で、令和3年度に開催予定の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて関連した読書活動などを新たに実施しました。

---

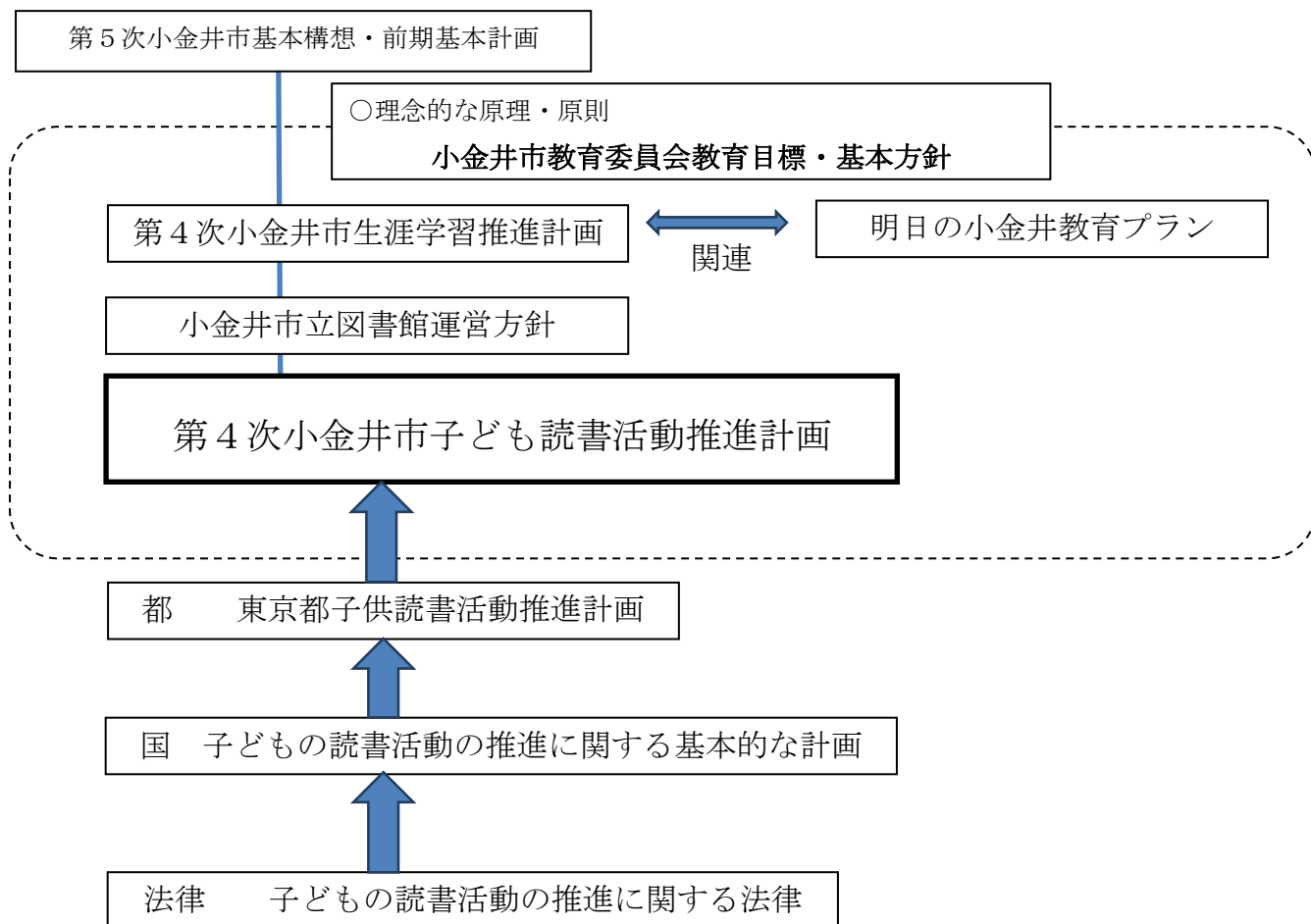
<sup>1</sup> 本計画における「子ども」は0歳からおおむね18歳以下の子どもとします。

乳幼児：0歳から7歳未満の小学校に上がる前の子ども

小学生・中学生：小学校、中学校などに通う子ども

YA（ヤング・アダルト）世代：おおむね12歳から18歳までの青少年期世代

【図1：計画の位置づけ】



第4次小金井市子ども読書活動推進計画（以下、「本計画」という。）は、法律第9条第2項に基づき、第3次計画に続く小金井市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。本計画の策定にあたっては、国の「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（平成30年4月）の内容を参考としました。

また、本市の教育委員会の教育目標及び方針である以下の内容を踏まえて策定をしています。



## 小金井市教育委員会の教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。

また、教育には、一人一人の子供が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「みどりが萌える・子どもが育つ・絆を結ぶ小金井市」の実現を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

小金井市教育委員会は、一人一人の子供が未来を創造する当事者として、活発な好奇心をもち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに成長することを願い

- 自他の人権や多様な文化を尊重し、寛容で思いやりのある人
- 自ら学び協働して問題を解決していく、創造力豊かな人
- 地域社会の一員として、社会貢献できる人
- 健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく生きる人

の育成に向けた学校教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、個性が活かされ、より豊かな生活を営めるよう

- 自らを高める学習の機会の創出
- 学び合いの場、多様な交流の場の創出

が提供できるよう生涯学習を推進する。

そして、この学校教育と生涯学習の充実に向けて、家庭・学校及び地域が相互に連携・協力できる教育を推進する。

(令和2年1月14日 小金井市教育委員会決定)

## 小金井市教育委員会の基本方針

### 【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められている。

このため、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

### 【基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長】

子供たち一人一人が、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育み、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

このため、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

### 【基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちには、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の<sup>かん</sup>涵養が求められている。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

### 【基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が、生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められている。

このため、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(平成31年2月12日 小金井市教育委員会決定)

本計画は、第3次計画では取組を乳幼児、小学生・中学生、YA（ヤング・アダルト）世代や、特別な支援を必要とする子どもに分けていましたが、国の「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」に沿い、主に施設別の取組を示すものとなりました。また、東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」（平成27年2月）の内容を参考としました。

## 2 「第3次小金井市子ども読書活動推進計画」の取組と成果

本市では、平成28年度に第3次計画を策定してから、毎年度施策の実施状況を点検し、各種施策を実施してきました。第3次の進捗状況は、実施した実績値で記載し、「事業実績自己評価」と「評価の理由」を記載し、点検してきました。

「事業実績自己評価」評価基準については、以下の3区分に分類しています。

- A 計画どおりにできた
- B 概ね計画どおりにできた（事業目標をある程度達成したが、今後の改善、検討を要する）
- C できなかった

毎年度の進捗状況は、小金井市立図書館ホームページに掲載しました。

以下は、第3次小金井市子ども読書活動推進計画の5年間の取組と成果について、主に施設別に分けて記載します。

### (1) 家庭・地域の取組（図書館）

---

読み聞かせや絵本を媒体にした親子のコミュニケーションの大切さを啓発するために、乳幼児向け推薦図書パンフレットの作成を継続的に実施し、乳幼児の段階から図書に触れる機会の構築を図りました。平成28年に、「赤ちゃん向け絵本リスト」を改訂しました。

### (2) 図書館の取組（図書館）

---

#### ① 乳幼児向けの取組

図書館各館での読み聞かせを市民協働により継続的に実施し、図書に触れる機会を創出する取組を行ってきました。

0歳から2歳までの子どもと保護者を対象に、本館、東分室で、おはなし会を開催しました。

3歳から小学校低学年程度までの子どもを対象に、本館、東分室、緑分室、貫井北分室でおはなし会を開催しました。

また、図書館各館での読み聞かせのPRを市報、HP掲載、チラシ配布により努めてきました。平成29年度から、おはなし会のうち、特

に子ども達に人気のあった絵本の中から図書館員が選んだ絵本を掲載した「読み聞かせ絵本リスト」を作成しました。

## ② 小学生向けの取組

自主的に図書館に来館してもらえるように、新小学校1年生向けに「かよい袋の配布」を行いました。

市立小学校に、図書館の図書を学級ごとに貸し出す団体貸出のサービスを各学期に行うことにより、各学級での読書活動を推進してきました。令和元年度からは、小学校全学年向けに、「学級文庫用団体貸出パック」を作成し、貸出を開始しました。

また、令和元年度から、小学生が地域について学ぶことができる資料として、子ども地域発見シート「小金井わくわくたんていだん」を作成しました。

## ③ 小学生・中学生向けの取組

図書館職員が市立小学校の1年生を訪問する「学校訪問」の他、学校への訪問、図書館訪問の受け入れを行い、新たに図書に興味を持つ小学生・中学生が増えるように努めました。小学生以上を対象に、ビブリオバトル<sup>2</sup>を開催しました。

また、学校等が必要とする図書の貸出、「調べ学習への支援」も行いました。

その他、小金井市教育研究会、学校読書活動推進委員会、学校司書との交流会の場で交流を深め、双方の現状の認識を共有化し連携することで、児童の読書活動の推進に努めていきました。

## ④ 中学生・高校生向けの取組

中学生は、職場体験学習、高校生は、校外学習で、受け入れを行いました。

また、年齢が上がっても継続して図書に興味をもてるように、YA世代

---

<sup>2</sup> ビブリオバトル：参加者同士で本を紹介し合い、もっとも読みたいと思う本を投票で決める催し

向けに、定期的に、「きたまちYAひろば」を開催しました。

⑤ 特別な支援を必要とする子ども向けの取組

特別な支援を必要とする子どもに適切な図書を選定した他、市内の特別支援学校や療育施設等と連携し、団体貸出や図書に関する情報提供を行い、支援してきました。

### (3) 学校・学校図書館の取組（指導室・学務課）

---

各学校では、各教科等における学習活動を通じて、目的に沿った図書の活用により、小学生・中学生が図書に親しみ、図書を読み、読書習慣を身に付けることができるように支援してきました。

小学生・中学生が、学校で図書に触れる機会を作るために、各学校で、読書活動推進計画を策定しました。

小学生・中学生が図書に触れて読書の楽しさを実感する機会の充実のために、朝読書の時間の設定、読書週間・読書旬間を実施しました。

学校図書館の蔵書の充実を図るとともに、配架<sup>3</sup>の工夫や推薦図書コーナーの設置などを行ってきました。

また、市民活動団体などとの連携により、各学校で、朝読書によるブックトーク<sup>4</sup>や読み聞かせ、各学校図書館の図書整理や図書修理等実施し、読書活動を推進してきました。

### (4) 読書活動と関わりのある生涯学習機関（公民館・生涯学習課）

---

本市では、図書館と公民館と連携して、共催事業を行い、効果的に読書活動の推進を図りました。また、講座の開催時には、関係図書の紹介、案内を行いました。生涯学習課では、市民協働により継続的に放課後子ども教室での読み聞かせ教室を開催し、図書に触れる機会の充実に努めてきました。

---

<sup>3</sup> 配架：個々の図書館資料を、請求記号などの所定の配列順序に基づいて、書架上に並べること

<sup>4</sup> ブックトーク：図書館員が子どもや成人の集団を対象にして、何冊かの本の内容を紹介すること

(5) 保育園・児童館、子どもと関わりあいのある諸機関（自立生活支援課・健康課・子育て支援課・保育課・児童青少年課）

---

子どもの読書への関心は乳幼児期からの親と子の関わり、社会との関わりの中で育まれます。図書館、学校だけでなく、子どもの発育に関わる各施設、各機関においても計画を推進し、働きかけてきました。

公立保育園では、絵本や紙芝居の質の向上を図るために、絵本や紙芝居に関わる機関のおすすめ本リストなどを参考にして購入を検討してきました。

また、職員間での情報交換により、絵本や紙芝居を活用した保育活動の充実を目指してきました。園内では、乳幼児の手の届くところに絵本を置き、絵本を選びやすいようにするなどの配慮を行い、絵本に触れる環境の充実に努めてきました。幼児クラスにおいては、保育園所蔵の絵本の貸出を継続して実施し、家庭での読書活動の充実を支援してきました。その他、私立保育園や幼稚園等における読書環境づくりについて、定期的を開催している園長会等で情報交換をしました。

児童館では、図書に触れる機会を増やすため、地域の関係団体が行う読み聞かせの場の充実を図りました。また、児童館・学童保育所の各施設を利用する小学生・中学生が読書に興味を持つよう、各施設の読書活動の実態に合わせ、図書コーナーの充実を図りました。

子ども家庭支援センター内にある親子あそびひろばでは、図書コーナーを設置し、年齢、季節を考慮した絵本を配置した他、絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、親子のコミュニケーションの充実を図りました。

また、健康課では、読み聞かせや絵本を媒体にした親子のコミュニケーションの大切さを啓発するために、3～4か月健診の場で、絵本を配布するブックスタート<sup>5</sup>事業を継続しました。

特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書に触れられる機会を作るための取組を実施しました。図書館職員が、18歳未満の子どもと保護者を対象に、専門的な療育や支援を行っている、小金井市児童発達支援センター

---

<sup>5</sup> ブックスタート：絵本を介して赤ちゃんと家族のコミュニケーションを豊かにし、子どもの言語能力と豊かな心を育てようとする活動

「きらり」(以下「きらり」という。)へ訪問し、情報交換を行い、連携を図ってきました。また、図書館に「きらり」の職員が訪問し、必要な図書を借りて、「きらり」内の待合室に置くなどの取組を行いました。

## (6) 啓発・広報などの推進(指導室・図書館)

子どもやその保護者等に子どもの読書活動の重要性と読書の楽しさを知らせてきました。

図書館では、4月23日の「子ども読書の日」にあわせて、「読み聞かせ絵本リスト」の配布を全館で実施した他、図書に関するテーマ展示をし、「子ども読書の日」、読書週間を周知し、図書館に来るきっかけ作りをしました。

また、読書に時間を割くことが難しいYA世代向けに、YA世代向けの図書や読書についての情報が記載してある機関誌「KITAMACHIユース」を発行しました。

市立小中学校では、継続して読書活動の実践事例等を収集し、学校図書館担当者会の場で、各学校の実践事例を周知していきました。

また、市立小中学校の小学生・中学生を対象に読書感想文コンクールを行い、優れた作品を表彰しました。

## 3 今後の国・東京都の課題

### (1) 国・東京都の状況

国では、平成25年5月に「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、不読率(1ヶ月に1冊も本を読まなかった子どもの割合)について、10年間で不読率の半減を目指しました。平成24年度には小学生4.5%、中学生は16.4%、高校生は53.2%でしたが5年後の平成29年度には、小学生3%以下、中学生12%以下、高校生40%以下とし、10年後の令和4年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下の目標値を掲げました。

平成30年4月には「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成29年度の不読率が小学生5.6%、中学生15.0%、高校生50.4%であったことを踏まえて、年により不読率の数値に変動は



あるものの、これまで各地域で様々な読書活動の推進に関する取組が行われてきたこともあり、中学生と高校生の不読率は改善傾向にあるが、一方で、高校生の不読率は依然として高い状況であること、また、いずれの世代においても、「第三次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」で定めた進捗での改善は図られていないことから各世代に関して、効果的な取組を進めることが重要であるとしています。

また、東京都は、平成27年2月に「第三次東京都子供読書活動推進計画」を策定し、「第二次東京都子供読書活動推進計画」における取組を基本としながら、子どもの成長に応じた不読率の改善及び読書の質を高めるための取組、取組充実のための読書環境の整備を具体的に示しました。

## (2) 国・都・本市の課題

---

文部科学省では、全国的に子ども達の学力状況を把握する「全国学力・学習状況調査」を平成19年度から実施しています。「全国学力・学習状況調査」では、教科に関する調査（国語、算数、数学、英語）の他、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を行っています。「平成31年度全国学力・学習状況調査」のうち、子どもの読書に関する調査結果を抜粋して以下のとおり、記載します。

Q 読書は好きですか

小学6年生

(単位：%)

	当てはまる	どちらかとい えば、当ては まる	どちらかとい えば、当ては まらない	当てはま らない	その他 無回答
小金井市 (H31)	45.9	31.8	15.5	6.7	0.1
東京都	45.7	29.4	16.3	8.4	0.1
全国	44.3	30.7	16.7	8.3	0.1
小金井市 (H27)	51.9	17.5	18.1	12.6	0.0

中学3年生

(単位：%)

	当てはまる	どちらかとい えば、当ては まる	どちらかとい えば、当ては まらない	当てはま らない	その他 無回答
小金井市 (H31)	40.3	24.9	17.5	17.0	0.3
東京都	37.4	28.7	19.5	14.2	0.1
全国	38.9	29.1	19.1	12.8	0.1
小金井市 (H27)	41.5	23.0	19.3	16.2	0.0

Q 学校の授業以外に、普段(月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、  
読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)

小学6年生

(単位：%)

	2時間 以上	1時間以 上、2時 間未満	30分以 上、1時 間未満	10分以 上、30分 未満	10分 未満	全くし ない	その他 無回答
小金井市 (H31)	9.5	15.1	23.9	24.7	14.6	12.1	0.1
東京都	8.0	12.7	22.9	24.8	14.0	17.5	0.0
全国	7.0	11.3	21.5	25.9	15.6	18.7	0.0
小金井市 (H27)	8.9	13.9	23.1	24.1	15.4	14.5	0.1

中学3年生

(単位: %)

	2時間以上	1時間以上、2時間未満	30分以上、1時間未満	10分以上、30分未満	10分未満	全くしない	その他無回答
小金井市(H31)	3.9	7.4	15.8	25.7	14.5	32.6	0.2
東京都	4.7	7.4	14.0	24.3	15.5	34.0	0.1
全国	4.8	7.6	14.6	23.4	14.8	34.8	0.1
小金井市(H27)	6.8	8.0	16.2	24.4	15.4	29.1	0.1

読書が好きかどうかの割合について、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した小金井市の小学6年生は77.7%で、東京都平均(75.1%)や全国平均(75.0%)より高くなっています。一方、中学3年生では小金井市が65.2%であり、東京都平均(66.1%)や全国平均(68.0%)より低くなっています。また、平成27年度と同調査では「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した小金井市の小学6年生は69.4%、中学3年生は64.5%であったため、平成27年度と比較すると小学6年生で8.1%、中学3年生で0.7%高くなっています。

次に、普段(月～金曜日)の読書時間(以下、「平日の読書時間」という。)については、「全くしない」と回答した小金井市の小学6年生は12.1%、中学3年生では32.6%で、東京都平均や全国平均より低くなっています。また、平成27年度と同調査では「全くしない」と回答した小金井市の小学6年生は14.5%、中学3年生は29.1%であったため、平成27年度と比較すると小学6年生で2.4%低く、中学3年生は3.5%高くなっています。

本調査の結果から、第3次子ども読書活動推進計画策定前の平成27年度の数値より小金井市の小学6年生の平日の読書時間については、これまでの取組による一定の成果が出ているものと考えられます。しかしながら、小金井市の中学3年生の平日の読書時間については、今後も取組が必要と考えます。

#### 4 今後の本市の課題

以上のことを踏まえ、本市での課題は次のとおりです。

## (1) 家庭・地域の取組（図書館）

---

子どもが自主的に図書を読むためには、乳幼児の段階から図書に触れる機会の構築が必要です。

就学前から読み聞かせなどで習慣的に図書に触れることや印象に残る読書体験ができるようになるためには、保護者から乳幼児へ読み聞かせをすることの重要性や、読み聞かせのための情報提供など、図書が身近なものとなる環境整備の取組が必要です。また、今後も引き続き、乳幼児の段階から図書に触れる機会の構築が必要です。

## (2) 図書館の取組（図書館）

---

読書離れの傾向は、年齢が上がるにつれ顕著になっています。

一人ひとりの子どもに対して、子どもたちの求める自由で開放的な雰囲気の中で、図書と子どもを結び、読書の楽しさを伝えるとともに、子どもたちが自立した読書・図書館利用者となるよう支援をします。特別な支援を必要とする子どもたちも図書を楽しめる環境となるように、更に整備をします。

子どもたちの読書活動推進のために、図書館と保育園、児童館などの他の公共機関との協力を進める必要があります。

今後も地域関係団体と協働しておはなし会を実施する他にも、教育現場（小金井市教育研究会、学校読書活動推進委員会、学校司書等）との交流を深め、双方の現状の認識を共有化し連携することで、子どもの読書活動の推進に努めていきます。

特に、進学、就職、部活などで図書を読む時間の確保が困難な時期であるYA世代については、YA世代が興味を持って読めるような図書が身近にある環境を整えること、休息としての読書の啓発や催しの実施などの取組が必要です。

## (3) 学校・学校図書館の取組（指導室・学務課）

---

各学校では、各教科における学習活動を通じて、目的に沿った図書の活用により、小学生・中学生が図書に親しみ、図書を読み、読書習慣を身に付けることができるように支援を行います（指導室・学務課）。

#### **(4) 読書活動と関わりのある生涯学習部署（公民館・生涯学習課）**

---

公民館と図書館と連携して、共催事業を行い、効果的に読書活動の推進を図る必要があります。また、放課後子ども教室で、子どもと本を結ぶ取組を実施します（公民館・生涯学習課）。

#### **(5) 保育園・児童館、子どもと関わりあいのある諸機関（自立生活支援課・健康課・子育て支援課・保育課・児童青少年課）**

---

子どもの読書への関心は乳幼児期からの親と子の関わり、社会との関わりの中で育まれます。今後も、図書館、学校だけでなく、子どもの発達に関わる各施設、各機関においても計画を推進し、連携しながら働きかける必要があります（自立生活支援課・健康課・子育て支援課・保育課・児童青少年課）。

また、子ども家庭支援センター内にある親子あそびひろばでの読み聞かせなどや、3～4か月健診の場で絵本を配布するブックスタート事業で、子どもと図書を結び付ける活動を実施する必要があります（子育て支援課、健康課）。

引き続き、特別な支援を必要とする子どもが気軽に図書に触れられる機会を作るための取組が必要です（自立生活支援課）。

#### **(6) 啓発・広報などの推進（指導室・図書館）**

---

読書活動の活性化を図るため、図書館、各学校で子どもやその保護者などに子どもの読書活動の重要性と読書の楽しさを啓発し、広めていくための取組を実施する必要があります（指導室・図書館）。

## 第2章 第4次小金井市子ども読書活動推進計画策定の基本的な考 え方

### 1 目的

本計画は、法律第2条に規定されている「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」を基本理念におき、図書を通じて豊かな感性・経験・知識等が生まれ、子どもの健やかな成長につながることを目的に策定しました。

### 2 計画の対象

この計画の対象は、主に0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

### 3 基本方針

本計画では関係施設との連携を主に考え、小金井市が今後5年間に実施する取組を明らかにします。

また、本計画は図書館が主体となり、庁内検討委員会及び作業部会の開催によって関係各課と協議し、図書館協議会に報告し、ご意見をいただきながら、策定しました。本計画の推進における進捗状況についても同委員会及び作業部会が点検を行っていく他、図書館協議会に報告し、ご意見をいただきながら、点検していきます。

#### 4 計画の目標

以上を踏まえ、本計画は次に挙げる計画の目標に則り策定します。

(1) 1か月に1度は図書を読むように図書に触れる機会を作る。

(2) 自主的に図書を読めるよう読書の質の向上を図る。

(3) 関係施設との連携などによる図書の充実や読書環境の整備を図る。

(4) 市と関係施設、市民活動団体などとの相互の連携・協力により、子どもと  
図書を結ぶ取組を行う。

#### 5 計画の期間

本計画の推進期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じて本計画の見直しを行います。



## 第3章 第4次小金井市子ども読書活動推進計画を推進するための

### 取組

#### 1 家庭・地域の取組

子どもの言葉を豊かにし、想像力を高め、自然や社会環境など、身の周りに起こるさまざまな出来事に関心を持たせるため読書の楽しさを体験させ、自主的な読書習慣を身につけさせる一番身近な場所は、家庭であり、地域です。その家庭や地域において、子どもたちがこれまで以上に図書に親しめるようにするために、次の事業を実施していきます。

##### (1) 家庭における読書環境の充実に向けた支援

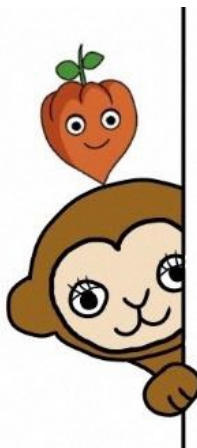
###### ① 0歳児から2歳児と保護者向けおはなし会の実施

読み聞かせや絵本を媒介としたコミュニケーションの大切さを啓発するために、0歳児から2歳児と保護者向けのおはなし会を継続的に実施し、乳幼児の段階から図書に触れる機会の構築を図ります。

##### (2) 地域における図書に関わる活動の充実に向けた支援

###### ① 地域文庫やサークルなどへの支援の充実

地域でおはなし会などの図書に関わる活動に携わっている地域文庫やサークルなどの方々の活動を支援するため、団体貸出のサービスを実施し、子どもたちがより良い図書に触れられる機会が増えるように努めます。





## 2 図書館の取組

図書館は、小金井市における子どもの読書活動の拠点として、子どもの読書活動を推進していきます。図書館は読書活動と資料に関する専門機関であり、図書館が読書活動を推進していきます。

### (1) 読書環境の充実

#### ① 成長に合わせた図書の提供

子どもの成長に合わせた蔵書構成を保つため、図書購入費を維持または必要に応じて増額をし、魅力ある選書を行います。

#### ② 展示図書の充実

季節の行事だけでなく工夫を凝らしたテーマ展示を行い、様々な図書を手に取ってもらえるように努めます。

#### ③ コーナーの充実

図書館への親しみを感じてもらい、利用の拡充を図るため、児童書架及び乳幼児コーナー、YAコーナーの装飾や書架の見直しを行います。

### (2) 読書活動の支援

#### ① 3歳から小学校低学年向けおはなし会の充実

図書や物語の世界に親しんでもらい、図書館へ来館する習慣づけとなるように、3歳児から小学校低学年向けに定期的なおはなし会を実施します。

#### ② 継続的なイベントの実施

読書の機会や図書館への来館のきっかけづくりとなるように、様々な世代に向けたイベントや講座を継続して実施します。

#### ③ 子どもの図書館運営への参加

図書館がよりお気に入りの空間となるように、YAサポーターの活動などによって図書館の運営に携わってもらいます。

#### ④ 配慮が必要な子どもへのサービスの充実

外国語を母語とする子どもや、特別な支援を必要とする子どもの豊かな読書活動の支援のため、外国語絵本や点字絵本などの特別な支援を必要とする子ども向けの図書を選定するとともに、必要な体制について検討します。

### (3) 学校及び関係施設との連携

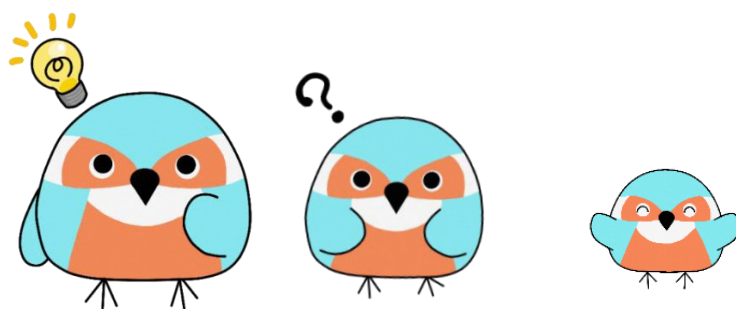
---

- ① 市立学校などへの団体貸出の充実  
各学級で読書の機会を身近に感じ、また、授業で必要とする図書の提供を支援するため、団体貸出パックなどの資料をそろえるとともに、より利用しやすい貸出や配本のシステムを研究します。
- ② 幼稚園、保育園などへの絵本などの貸出  
幼稚園、保育園などの子どもと関わりのある諸機関に、絵本や紙芝居などを貸出し、子どもたちがより良い図書に触れられる機会が増えるように努めます。
- ③ 学校及び関係施設への訪問の実施  
図書や図書館職員に親しみを持ってもらうため、学校や小金井市児童発達支援センター「きらり」などの施設への訪問による読み聞かせやブックトークを実施します。
- ④ 図書館見学・職場体験の受入れ  
図書館をより身近に感じてもらうため、図書館見学や職場体験の受入れを行っていることを周知し、受入れの体制を整えます。
- ⑤ 関係機関との情報共有  
学校及び関係施設との関係を密にし、子どもの読書活動の推進について連携を行うため、交流会などの場を設け、情報共有を図ります。

### (4) 関係団体との連携

---

- ① 地域ボランティア団体との協働  
講習会等を行い、ボランティア団体相互の交流をはかり、ボランティア団体の活動支援を行うとともに、図書館においてボランティア団体によるおはなし会を実施することで、図書館とボランティア団体が協働して子どもたちが図書に触れる機会の充実に努めます。
- ② 図書館資料の再活用  
図書館の除籍図書や寄贈図書を有効活用し、市内の保育園及び幼稚園、学校、ボランティア団体にリサイクル図書として提供します。



### 3 学校・学校図書館の取組

各学校では、各教科における学習活動を通じて、目的に沿った図書の活用により、小学生・中学生が図書に親しみ、読書習慣を身に付けることができるように支援しています。

また、各学校と市立図書館と学校関係者との連携を行いながら、子どもたちが読書の楽しさを知り、図書に触れる機会を作ります。また、子どもたちが、自主的に目的を持って図書を読めるように、次の事業を実施します。

#### (1) 各市立学校での支援

##### ① 読書をする機会の工夫と充実

朝読書や読書週間・読書旬間などの全校一斉の読書活動やブックトーク、読み聞かせの読書活動を通して、図書に親しむ習慣や読書時間の確保を行い、小学生・中学生が図書に触れて読書の楽しさを実感する機会の充実を目指します。

##### ② 読書活動推進計画の整備

学校読書活動推進委員会を中心に、全体で自校の実態や本計画に基づいて読書活動の全体計画を作成し、各学校図書館の活用をしていきます。

年間指導計画に位置づけることにより、全教職員が連携して読書活動を推進し、前年度の取組に対する課題を改善した読書活動推進計画を作成して、より充実した内容となるように努めます。

##### ③ 地域との連携

ブックトークや読み聞かせ、各学校図書館の図書整理や図書修理などのボランティア活動に、地域の人材の協力が得られるよう、積極的に働きかけ、家庭・地域と連携し、充実した読書活動に努めます。

##### ④ 各学校図書館の整備

文部科学省からの通知により、学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するために国が定めた図書基準（「学校図書館基準」昭和34年文部省制定）及び学校図書館図書標準（平成5年3月29日付文部省初等中等教育局長決定）に従い、購入、修理、廃棄を計画的に行うとともに、配架の工夫や推薦図書コーナーの設置などを行います。また、学校関係者との情報交換を行い、蔵書の充実を図ります。

⑤ 学校図書館支援員の配置

各学校図書館の運営において、学校図書館支援員が読書活動充実のための環境の保持に努めていることで、授業における図書の活用や、図書の貸出や返却が円滑に行われています。各学校図書館支援員の配置を拡充し、各学校図書館が円滑に運営できるように努めます。

## 4 読書活動と関わりのある生涯学習部署の取組

公民館や生涯学習課では、子どもが読書の楽しみを知り、また、身に付けた読書習慣を生涯にわたり継続できるように関係機関や関係団体と連携し、子ども読書活動を推進します。

### (1) 公民館

① 図書に触れるきっかけ作り

公民館の主催講座の中で講座に関連する図書の紹介を積極的に行います。

② 図書館との連携

公民館と図書館とが互いに連携・協力し、読書活動推進に向けた各種事業を実施します。

③ 情報提供の拡充

読書活動の関連記事の掲載や掲示板などで広報を行い、読書活動推進の啓発活動を行います。

### (2) 生涯学習課

① 図書に触れるきっかけ作り

放課後子ども教室において、ボランティアなどの協力を得ながら読み聞かせなどを実施し、子どもの読書活動を推進します。

② 読書活動団体への支援

読書活動を行っている団体などへの支援を行います。



## 5 子どもと関わりのある諸機関（保育園・児童館など）の取組

子どもの読書への関心は、乳幼児期の親子の関わり、社会との関わりの中で育まれます。子どもの発達に関わる各施設、各機関においても計画を推進していきます。

### (1) 保育園（保育課）

- ① 図書の実情  
各園の図書の増冊を検討していきます。
- ② 読書環境の整備  
子どもが読書に関心を持てるよう、年齢や季節に応じた図書の配置を行うなどの環境整備に努めます。
- ③ 読書による親子のコミュニケーションの推奨  
園だより、クラスだより、保護者懇親会などを通じて、家庭における親子読書を推奨します。
- ④ 図書の積極的な利用  
絵本、物語を取り入れた保育活動を推奨していきます。
- ⑤ 絵本の貸出  
絵本の貸出を行い、家庭で図書に触れる機会が増えるように努めます。

### (2) 児童館、学童保育所（児童青少年課）

- ① 地域団体との連携  
児童館において、紙芝居や読み聞かせを、地域の関係団体と連携して行っていきます。
- ② 読書環境の整備  
各館、各所の読書活動の実態に合わせた図書コーナーの整備を図ります。

### (3) 子ども家庭支援センター（子育て支援課）

- ① 読書環境の整備  
図書コーナーの整備を図ります。
- ② 読書による親子のコミュニケーションの推奨  
親子読書、読み聞かせの場の提供と絵本の紹介を行います。

#### (4) 保健センター（健康課）

- ① 読書による親子のコミュニケーションの推奨  
3～4か月児健診の場で、読み聞かせを行い、絵本をプレゼントするブックスタート事業を通して、読書による親子のコミュニケーションの充実を図ります。

#### (5) 障害者福祉センター、児童発達支援センター（自立生活支援課）

- ① 図書に親しむ機会の提供  
閲覧用図書の整備や、読み聞かせにより図書に親しむ機会の提供を図ります。

### 6 啓発・広報などの推進

子どもやその保護者などに子どもの読書活動の重要性と読書の楽しさを周知するため、次の事業を実施していきます。

#### (1) 図書館からの情報発信

- ① ブックリストの作成  
乳児向け推薦図書や、おはなし会で読んだ絵本をまとめたリストを作成し、子ども・保護者に読んでもらいたい図書についての情報を発信します。
- ② 子ども向け地域資料の作成  
小学生の児童が小金井市について調べる際の資料が不足しているため、子ども向け地域資料を作成し、地域の調べ学習に活用します。
- ③ インターネット・SNSの活用  
図書館ホームページやTwitterを活用し、おはなし会や講座などの情報を広く発信し、必要としている保護者・子どもに届くよう更なる広報活動に努めます。また、おはなし会や講座などの実施に関して、インターネット活用の研究をします。
- ④ 読書に関するイベント情報の発信  
市立図書館を中心とした読書活動に関する各種行事の情報を市立小中学校や書店などの民間企業などと連携を図りながら普及啓発を図ります。
- ⑤ YA世代に向けた情報発信  
読書に時間を割くことが難しいYA世代に図書や読書についての情報が届けられるよう、定期的に広報誌を発行します。

⑥ 図書館キャラクターの活用

図書館に親しみが持てるように図書館キャラクターを活用します。

(2) 各学校からの情報発信

---

① 学校図書館における広報活動

市立小中学校図書館での活動や図書に関する情報を児童・生徒に周知するため、各校で工夫した図書の紹介活動を行います。

② 読書感想文コンクールの実施

市立小中学校の児童・生徒を対象に読書感想文コンクールを行い、優れた作品を表彰しています。読書感想文コンクールを通して、児童・生徒が読書に親しむ機会をつくり、読書の楽しさ、すばらしさを体験してもらい、読書に対する意欲の喚起と読書の習慣化を図るとともに、児童・生徒が読書後の印象や感動を文章で表現することにより、表現力の伸長を図ることに努めます。





## 第4章 オリンピック・パラリンピック開催を見据えた読書活動の

### 推進

令和3年に開催を予定している東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツだけでなく、日本の伝統や文化、また障がいに対する理解を深める必要があります。

東京オリンピック・パラリンピック開催まで、本市で関係する各課が協力し、次の事業を実施します。

#### 1 各学校における読書活動を通じたオリンピック・パラリンピック教育の推進

##### (1) オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動の推進

オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて、各学校図書館に、オリンピック・パラリンピックの歴史や日本の伝統・文化、国際理解教育、障がいに対する理解を深める図書などの充実を図ります。

#### 2 図書館の取組

##### (1) オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介

幅広い世代の方にオリンピック・パラリンピックについて知ってもらうため、子どもにもわかりやすいオリンピック・パラリンピックの歴史、過去の開催状況などを著した学習・参考図書の充実を図ります。





## 【参考】第4次小金井市子ども読書活動推進計画

### 第3章 第4章 事業一覧表

#### 1 家庭・地域の取組

##### (1) 家庭における読書環境の充実に向けた支援

1	0歳児から2歳児と保護者向けおはなし会の実施	所管	図書館
	(事業目標) 読み聞かせや絵本を媒体としたコミュニケーションの大切さを啓発するために、0歳児から2歳児と保護者向けのおはなし会を継続的に実施します。		
	(事業内容) ・0歳児から2歳児と保護者向けおはなし会を実施		

##### (2) 地域における図書に関わる活動の充実に向けた支援

2	地域文庫やサークルなどへの支援の充実	所管	図書館
	(事業目標) 地域でおはなし会などの図書に関わる活動に携わっている地域文庫やサークルなどの方々の活動を支援するため、団体貸出のサービスを実施します。		
	(事業内容) ・おはなし会を実施しているボランティア団体への資料の貸出		

## 2 図書館の取組

### (1) 読書環境の充実

3	成長に合わせた図書の提供	所管	図書館
	(事業目標) 子どもの成長に合わせた蔵書構成を保つため、図書購入費を維持または必要に応じて増額し、魅力ある選書及び図書の購入を行います。		
	(事業内容) ・児童書の充実		
4	展示図書の充実	所管	図書館
	(事業目標) 季節の行事だけでなく工夫を凝らしたテーマ展示を行い、様々な図書を手に取ってもらえるように努めます。		
	(事業内容) ・テーマ展示の実施		
5	コーナーの充実	所管	図書館
	(事業目標) 図書館への親しみを感じてもらい、利用の拡充を図るため、児童書架及び乳幼児コーナー、YAコーナーの装飾や書架の見直しを行います。		
	(事業内容) ・児童書架及び乳幼児コーナー、YAコーナーへの定期的な装飾を実施 ・児童書架及び乳幼児コーナー、YAコーナーの書架の見直しの検討		

### (2) 読書活動の支援

6	3歳から小学校低学年向けおはなし会の充実	所管	図書館
	(事業目標) 図書や物語の世界に親しんでもらい、図書館へ来館する習慣づけとなるよう、3歳児から小学校低学年向けに定期的なおはなし会を実施する。		
	(事業内容) ・3歳児から小学校低学年向けに定期的なおはなし会の実施		

7	継続的なイベントの実施	所管	図書館
	(事業目標) 読書の機会や図書館への来館のきっかけづくりとなるよう、様々な世代に向けたイベントや講座を継続して実施する。		
	(事業内容) ・様々な世代に向けたイベントや講座の実施		
8	子どもの図書館運営への参加	所管	図書館
	(事業目標) 図書館がよりお気に入りの空間となるよう、YAサポーターの活動などによって図書館の運営に携わってもらいます。		
	(事業内容) ・YAサポーターの活動		
9	配慮が必要な子どもへのサービスの充実	所管	図書館
	(事業目標) 外国語を母語とする子どもや、特別な支援を必要とする子どもの豊かな読書活動の支援のため、外国語絵本や点字絵本などの図書を選定するとともに、必要な体制について検討します。		
	(事業内容) ・点字絵本やLLブック（やさしく読みやすい本）などハンディキャップのある子ども向けの図書の充実 ・外国語絵本など外国語を母語とする子ども向けの図書の充実 ・配慮が必要な子どもが図書館を利用するためのサービスを検討		

### (3) 学校及び関係施設との連携

10	市立学校などへの団体貸出の充実	所管	図書館
	(事業目標) 各学級で読書の機会を身近に感じ、また、授業で必要とする図書の提供を支援するため、団体貸出パックなどの資料をそろえるとともに、より利用しやすい貸出や配本のシステムを研究します。		
	(事業内容) ・団体貸出のPR ・調べ学習用団体貸出作成を研究 ・学校への貸出サービスのあり方を研究		

11	幼稚園、保育園などへの絵本などの貸出	所管	図書館
	<p>(事業目標)</p> <p>幼稚園、保育園などの子どもと関わりのある諸機関に、絵本や紙芝居などを貸出し、子どもたちがより良い図書に触れられる機会が増えるように努めます。</p>		
	<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・読み聞かせ絵本リストの配布</li> <li>・幼稚園、保育園などの子どもと関わりのある諸機関への団体貸出の充実</li> </ul>		
12	学校及び関係施設への訪問の実施	所管	図書館
	<p>(事業目標)</p> <p>図書や図書館職員に親しみを持ってもらうため、学校や小金井市児童発達支援センター「きらり」などの施設への訪問による読み聞かせやブックトークを実施します。</p>		
	<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校1年生向けに学校訪問の実施</li> <li>・小金井市児童発達支援センター「きらり」などの施設への訪問</li> </ul>		
13	図書館見学・職場体験の受入れ	所管	図書館
	<p>(事業目標)</p> <p>図書館をより身近に感じてもらうため、図書館見学や職場体験の受入れを行っていることを周知し、受入れの体制を整えます。</p>		
	<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館見学の受け入れ体制の構築</li> <li>・図書館見学及び職場体験カリキュラムの充実</li> </ul>		
14	関係各課との情報共有	所管	図書館
	<p>(事業目標)</p> <p>学校及び関係施設との関係を密にし、子どもの読書活動の推進について連携を行うため、交流会などの場を設け、情報共有を図ります。</p>		
	<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の交換や共有の場としての交流会の開催</li> </ul>		

#### (4) 関係団体との連携

15	地域ボランティア団体との協働	所管	図書館
	<p>(事業目標)</p> <p>講習会等を行い、ボランティア団体相互の交流をはかり、ボランティア団体の活動支援を行うとともに、図書館においてボランティア団体によるおはなし会を実施することで、図書館とボランティア団体が協働して子どもたちが図書に触れる機会の充実に努めます。</p>		
	<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア団体への講習会等の実施</li> <li>・ボランティア団体への団体貸出の実施</li> <li>・ボランティア団体によるおはなし会の実施</li> </ul>		
16	図書館資料の再活用	所管	図書館
	<p>(事業目標)</p> <p>図書館の除籍図書や寄贈図書を有効活用し、市内の保育園及び幼稚園、学校、地域ボランティアにリサイクル図書を提供します。</p>		
	<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的なりサイクル図書の提供</li> </ul>		

### 3 学校・学校図書館の取組

#### (1) 各市立学校での支援

17	読書をする機会の工夫と充実	所管	指導室
	<p>(事業目標)</p> <p>図書に親しむ習慣や読書時間の確保を行い、小学生・中学生が図書に触れて読書の楽しさを実感する機会の充実に目指します。</p>		
	<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・始業前などを活用した読書時間の確保</li> <li>・読書週間・読書旬間を活用した読書の機会の充実</li> </ul>		

18	読書活動推進計画の整備	所管	指導室
	(事業目標) 年間指導計画に位置づけ、前年度の取組に対する課題を改善した読書活動推進計画を作成することにより、充実した読書活動ができるようにします。		
	(事業内容) ・読書活動推進計画の策定 ・読書活動推進計画の改善		
19	地域との連携	所管	指導室
	(事業目標) ブックトークや読み聞かせ、図書整理や図書修理などのボランティア活動に、地域の人材の協力を得るよう働きかけます。		
	(事業内容) ・学校での地域ボランティアによるブックトークや読み聞かせの充実 ・学校図書館の図書整理業務や図書修理業務への地域ボランティアの活用		
20	各学校図書館の整備	所管	学務課・指導室
	(事業目標) 蔵書の充実を図るとともに、配架の工夫や推薦図書コーナーの設置などを行います。また、学校関係者との情報交換を行い、蔵書の充実を図ります。		
	(事業内容) ・学校図書館の図書資料の充実 ・推薦図書コーナーなどの展示や装飾の充実 ・学校関係者間で情報交換の実施による蔵書の充実		
21	学校図書館支援員の配置	所管	指導室
	(事業目標) 学校図書館支援員の配置を拡充し、学校図書館が円滑に運営できるように努めます。		
	(事業内容) ・学校図書館支援員の配置 ・学校図書館支援員と教諭の連携による子ども読書活動支援		

#### 4 読書活動と関わりのある生涯学習部署の取組

##### (1) 公民館

22	図書に触れるきっかけ作り	所管	公民館
	(事業目標) 公民館の主催講座の中で講座に関連する図書の紹介を積極的に行います。		
	(事業内容) ・公民館主催講座で講座関連図書紹介の実施		
23	図書館との連携	所管	公民館
	(事業目標) 公民館と図書館とが互いに連携・協力し、読書活動推進に向けた各種事業を実施します。		
	(事業内容) ・公民館と図書館の連携事業の実施		
24	情報提供の拡充	所管	公民館
	(事業目標) 読書活動の関連記事の掲載や掲示板などで広報を行い、読書活動推進の啓発活動を行います。		
	(事業内容) ・読書活動に関連する広報の実施		

##### (2) 生涯学習課

25	図書に触れるきっかけ作り	所管	生涯学習課
	(事業目標) 放課後子ども教室において、ボランティアなどの協力を得ながら読み聞かせなどを実施し、子どもの読書活動を推進します。		
	(事業内容) ・放課後子ども教室で読み聞かせなどの実施		

26	読書活動団体への支援	所管	生涯学習課
	(事業目標) 読書活動を行っている団体などへの支援を行います。		
	(事業内容) ・読書活動実施団体などの社会教育関係団体への支援の実施		

## 5 子どもと関わりのある諸機関の取組

### (1) 保育園（保育課）

27	図書の充実	所管	保育課
	(事業目標) 各園の図書の増冊を検討していきます。		
	(事業内容) ・図書コーナーの充実		
28	読書環境の整備	所管	保育課
	(事業目標) 子どもが読書に関心を持てるよう、年齢や季節に応じた図書の配置を行うなどの環境整備に努めます。		
	(事業内容) ・園児の興味を引くようなコーナーの飾りつけや展示		
29	読書による親子のコミュニケーションの推奨	所管	保育課
	(事業目標) 園だより、クラスだより、保護者懇親会などを通じて、家庭における親子読書を推奨します。		
	(事業内容) ・各種たより、懇親会にておすすめ本などの紹介		
30	図書の積極的な利用	所管	保育課
	(事業目標) 絵本、物語を取り入れた保育活動を推奨していきます。		
	(事業内容) ・大型絵本での読み聞かせなど園児の興味を引く保育の実施		



31	絵本の貸出	所管	保育課
	(事業目標) 絵本の貸出を行い、家庭で図書に触れる機会が増えるように努めます。		
	(事業内容) ・絵本貸出サービスの充実		

## (2) 児童館、学童保育所（児童青少年課）

32	地域団体との連携	所管	児童青少年課
	(事業目標) 児童館において、紙芝居や読み聞かせを、地域の関係団体と連携して行っていきます。		
	(事業内容) ・ボランティア団体によるおはなし会の実施		
33	読書環境の整備	所管	児童青少年課
	(事業目標) 各館、各所の読書活動の実態に合わせた図書コーナーの整備を図ります。		
	(事業内容) ・児童の興味を引くような蔵書の整備		

## (3) 子ども家庭支援センター（子育て支援課）

34	読書環境の整備	所管	子育て支援課
	(事業目標) 図書コーナーの整備を図ります。		
	(事業内容) ・子どもの年齢・季節を考慮した絵本の配置		
35	読書による親子のコミュニケーションの推奨	所管	子育て支援課
	(事業目標) 親子読書、読み聞かせの場の提供と絵本の紹介を行います。		
	(事業内容) ・年代に合わせた親子読書、読み聞かせにふさわしい絵本の紹介		

#### (4) 保健センター（健康課）

36	読書による親子のコミュニケーションの推奨	所管	健康課
	(事業目標) 3～4か月児健診の場で、読み聞かせを行い、絵本をプレゼントするブックスタート事業を通して、読書による親子のコミュニケーションの充実を図ります。		
	(事業内容) <ul style="list-style-type: none"><li>・月齢に合わせた読み聞かせの実施</li><li>・ブックスタート事業の幅広い周知</li></ul>		

#### (5) 障害者福祉センター、児童発達支援センター（自立生活支援課）

37	図書に親しむ機会の提供	所管	自立生活支援課
	(事業目標) 閲覧用図書の整備や、読み聞かせにより図書に親しむ機会の提供を図ります。		
	(事業内容) <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の特性に応じた本の充実</li><li>・発達段階に応じた読み聞かせの実施</li></ul>		

## 6 啓発・広報などの推進

### (1) 図書館からの情報発信

38	ブックリストの作成	所管	図書館
	(事業目標) 乳児向け推薦図書や、おはなし会で読んだ絵本をまとめたリストを作成し、子ども・保護者に読んでもらいたい図書についての情報を発信します。		
	(事業内容) <ul style="list-style-type: none"><li>・「読み聞かせ絵本リスト」の配布</li><li>・「赤ちゃん向け絵本リスト」の配布</li></ul>		

39	子ども向け地域資料の作成	所管	図書館
	<p>(事業目標)</p> <p>小学生の児童が小金井市について調べる際の資料が不足しているため、子ども向け地域資料を作成し、地域の調べ学習に活用します。</p>		
	<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「小金井わくわくたんていだん」の作成</li> </ul>		
40	インターネット・SNSの活用	所管	図書館
	<p>(事業目標)</p> <p>図書館ホームページや Twitter を活用し、おはなし会や講座などの情報を広く発信し、必要としている保護者・子どもに届くよう更なる広報活動に努めます。また、おはなし会や講座などの実施に関して、インターネット活用の研究をします。</p>		
	<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館ホームページ（子どものページ・YAのページ）を利用した情報発信の実施</li> <li>・図書館 Twitter を利用した情報発信の実施</li> <li>・おはなし会や講座などの実施に関するインターネット活用の研究</li> </ul>		
41	読書に関するイベント情報の発信	所管	図書館
	<p>(事業目標)</p> <p>市立図書館を中心とした読書活動に関する各種行事の情報を市立小中学校や書店などの民間企業などと連携を図りながら普及啓発を図ります。</p>		
	<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小中学校や書店への図書館イベントチラシの送付</li> </ul>		
42	YA世代に向けた情報発信	所管	図書館
	<p>(事業目標)</p> <p>読書に時間を割くことが難しい YA 世代に図書や読書についての情報が届けられるよう、定期的に広報誌を発行します。</p>		
	<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・YA世代向け広報誌の発行</li> </ul>		

43	図書館キャラクターの活用	所管	図書館
	(事業目標) 図書館に親しみが持てるように図書館キャラクターを活用します。		
	(事業内容) ・ 図書館キャラクターの活用 ・ 図書館ホームページや図書館だよりなどを利用したキャラクターの活用		

## (2) 各学校からの情報発信

---

44	学校図書館における広報活動	所管	指導室
	(事業目標) 市立小中学校図書館での活動や図書に関する情報を児童・生徒に周知するため、各校で工夫した図書の紹介活動を行います。		
	(事業内容) ・ 図書の紹介活動の実施		
45	読書感想文コンクールの実施	所管	指導室
	(事業目標) 読書感想文コンクールを通して、児童・生徒が読書に親しむ機会をつくり、読書の楽しさ、すばらしさを体験させ、読書に対する意欲の喚起と読書の習慣化を図るとともに、児童・生徒が読書後の印象や感動を文章で表現することにより、表現力の伸長を図ることに努めます。		
	(事業内容) ・ 「読書感想文コンクール」の実施		

## 7 オリンピック・パラリンピック

### (1) 各学校における読書活動を通じたオリンピック・パラリンピック教育の推進

46	オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動の推進	所管	指導室
	(事業目標) 各学校図書館に、オリンピック・パラリンピックの歴史や日本の伝統・文化、国際理解教育、障がいに対する理解を深める図書などの充実を図ります。		
	(事業内容) ・学校図書館でのオリンピック・パラリンピック関連テーマ展示の実施		

### (2) 図書館の取組

47	オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介	所管	図書館
	(事業目標) 子どもにもわかりやすいオリンピック・パラリンピックの歴史、過去の開催状況などを著した学習・参考図書の充実を目指します。		
	(事業内容) ・オリンピック・パラリンピック関連テーマ展示の実施		

【参考】 第4次小金井市子ども読書活動推進計画 事業別年齢対照表

第3章 第4章	実施項目	実施事業	第3章 第4章 該当 ページ	事業 一覧表 該当 ページ	対象			
					乳幼児	小学生	YA世代 (12歳～ 18歳)	
1 家庭・地 域の取組	(1)家庭にお ける読書環 境の充実 に向けた支援	1 0歳児から2歳児と保護者向けおはなし会の実施	18	27	●			
	(2)地域にお ける図書に 関わる活動 の充実に向 けた支援	2 地域文庫やサークルなどへの充実	18	27	●	●	●	
2 図書館 の取組	(1)読書環境 の充実	3 成長に合わせた図書の提供	19	28	●	●	●	
		4 展示図書の充実	19	28	●	●	●	
		5 コーナーの充実	19	28	●	●	●	
	(2)読書活動 の支援	6 3歳から小学校低学年向けおはなし会の充実	19	28	●	●		
		7 継続的なイベントの実施	19	29	●	●	●	
		8 子どもの図書館運営への参加	19	29		●	●	
		9 配慮が必要な子どもへのサービスの充実	19	29	●	●	●	
	(3)学校及び 関係施設と の連携	10 市立学校などへの団体貸出の充実	20	29		●	●	
		11 幼稚園、保育園などへの絵本などの貸出	20	30	●			
		12 学校及び関係施設への訪問の実施	20	30	●	●	●	
		13 図書館見学・職場体験の受入れ	20	30		●	●	
	(4)関係団体 との連携	14 関係各課との情報共有	20	30	●	●	●	
		15 地域ボランティア団体との協働	20	31	●	●		
		16 図書館資料の再利用	20	31	●	●	●	
	3 学校・学 校図書館の 取組	(1)各市立学 校での支援	17 読書をする機会の工夫と充実	21	31		●	●
			18 読書活動推進計画の整備	21	32		●	●
19 地域との連携			21	32		●	●	
20 各学校図書館の整備			21	32		●	●	
21 学校図書館支援員の配置			22	32		●	●	
4 読書活 動と関わり のある生涯 学習機関の 取組	(1)公民館	22 図書に触れるきっかけ作り	22	33	●	●	●	
		23 図書館との連携	22	33	●	●	●	
		24 情報提供の拡充	22	33	●	●	●	
	(2)生涯学習 課	25 図書に触れるきっかけ作り	22	33		●		
		26 読書活動団体への支援	22	34	●	●	●	

第3章 第4章	実施項目	実施事業	第3章 第4章 該当 ページ	事業 一覧表 該当 ページ	対象		
					乳幼児	小学生	YA世代 (12歳～ 18歳)
5 子どもと 関わりのある 諸機関の 取組	(1)保育園	27 図書の充実	23	34	●		
		28 読書環境の整備	23	34	●		
		29 読書による親子のコミュニケーションの推奨	23	34	●		
		30 図書の積極的な利用	23	34	●		
		31 絵本の貸出	23	35	●		
	(2)児童館、 学童保育所	32 地域団体との連携	23	35	●	●	
		33 読書環境の整備	23	35	●	●	●
	(3)子ども家 庭支援セン ター	34 読書環境の整備	23	35	●		
		35 読書による親子のコミュニケーションの推奨	23	35	●		
	(4)健康課	36 読書による親子のコミュニケーションの推奨	24	36	●		
6 啓発・広 報などの推 進	(1)図書館か らの情報発 信	37 図書に親しむ機会の提供	24	36	●	●	●
		38 ブックリストの作成	24	36	●	●	
		39 子ども向け地域資料の作成	24	37		●	
		40 インターネット・SNSの活用	24	37	●	●	●
		41 読書に関するイベント情報の発信	24	37		●	●
		42 YA世代に向けた情報発信	24	37			●
		43 図書館キャラクターの活用	25	38	●	●	●
	(2)各学校か らの情報発 信	44 学校図書館における広報活動	25	38		●	●
		45 読書感想文コンクールの実施	25	38		●	●
	7 オリン ピック・パラ リンピック	(1)各学校に おける読書 活動を通じた オリンピック・ パラリンピック 教育の推 進	46 オリンピック・パラリンピック教育と関連付けた読書活動の推進	26	39		●
(2)図書館の 取組			47 オリンピック・パラリンピック関連資料の紹介	26	39		●

## 【資料編】

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律

資料2 小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱

資料3 小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会設置要綱

資料4 小金井市子ども読書活動推進計画策定の経過



## 資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律

### 子どもの読書活動の推進に関する法律

#### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 資料2 小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱

### 小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 小金井市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書活動に関する施策の計画的な推進を図るため、小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 小金井市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 小金井市子ども読書活動推進計画の実施状況の点検に関すること。
- (3) 子ども読書活動の施策に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 庁内検討委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 生涯学習部長
- (2) 生涯学習部図書館長
- (3) 学校教育部指導室長
- (4) 学校教育部庶務課長
- (5) 学校教育部学務課長
- (6) 生涯学習部生涯学習課長
- (7) 生涯学習部公民館長
- (8) 福祉保健部自立生活支援課長
- (9) 福祉保健部健康課長
- (10) 子ども家庭部子ども家庭支援センター等担当課長
- (11) 子ども家庭部保育課長
- (12) 子ども家庭部児童青少年課長

(委員長及び副委員長)

第4条 庁内検討委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、庁内検討委員会を代表し、庁内検討委員会の運営を総括する。

3 庁内検討委員会に副委員長を置き、前条第2号の委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条 庁内検討委員会の下部組織として、小金井市子ども読書活動推進計画  
庁内検討委員会作業部会を設置する。

(事務局)

第7条 庁内検討委員会の事務局は、生涯学習部図書館に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月13日教委要綱第5号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年8月26日教委要綱第15号)

この要綱は、令和元年8月26日から施行する。

### 資料3 小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会設置要綱

#### 小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会設置要綱

##### (設置)

第1条 小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）の下部組織として、小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

##### (所掌事項)

第2条 作業部会は、庁内検討委員会の指示に基づき、次に掲げる事項について具体的な検討を行い、検討結果を庁内検討委員会に報告するものとする。

- (1) 小金井市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 小金井市子ども読書活動推進計画の実施状況の点検に関すること。
- (3) 子ども読書活動の施策に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

##### (構成)

第3条 作業部会は、次に掲げる職にある者から推薦される者をもって構成する。

- (1) 生涯学習部図書館長
- (2) 学校教育部指導室長
- (3) 学校教育部庶務課長
- (4) 学校教育部学務課長
- (5) 生涯学習部生涯学習課長
- (6) 生涯学習部公民館長
- (7) 福祉保健部自立生活支援課長
- (8) 福祉保健部健康課長
- (9) 子ども家庭部子ども家庭支援センター等担当課長

(10) 子ども家庭部保育課長

(11) 子ども家庭部児童青少年課長

(部会長及び副部会長)

第4条 作業部会に部会長を置き、前条第1号に掲げる職にある者から推薦される部員をもって充てる。

2 部会長は作業部会を代表し、作業部会の運営を総括する。

3 作業部会に副部会長を置き、前条第2号に掲げる職にある者から推薦される部員をもって充てる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 作業部会の会議は、部会長が招集する。

(事務局)

第6条 作業部会の事務局は、生涯学習部図書館に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、庁内検討委員会の委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月13日教委要綱第6号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 資料4 小金井市子ども読書活動推進計画策定の経過

##### 1 第4次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会 開催状況

	開催日	主な内容
第1回	令和元年8月27日	1 第3次小金井市子ども読書活動推進計画進捗状況について 2 第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第2回	令和2年5月18日 (書面審議)	第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第3回	令和2年8月18日	1 第3次小金井市子ども読書活動推進計画進捗状況について 2 第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第4回	令和3年3月10日 (書面審議)	第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について

##### 2 第4次小金井市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会 開催状況

	開催日	主な内容
第1回	令和元年12月3日	第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第2回	令和2年2月27日	第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第3回	令和2年7月15日 (書面審議)	第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第4回	令和3年1月4日 (書面審議)	第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について

### 3 図書館協議会等への説明会やパブリックコメント

対象	開催日	主な内容
第16期図書館協議会	令和元年12月2日	1 第3次小金井市子ども読書活動推進計画進捗状況について 2 第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第16期図書館協議会	令和2年7月9日	第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
第16期図書館協議会	令和2年10月14日	1 第3次小金井市子ども読書活動推進計画進捗状況について 2 第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について
パブリックコメント	令和2年11月17日 ～12月16日	第4次小金井市子ども読書活動推進計画(案)について
市民説明会	令和2年11月18日	第4次小金井市子ども読書活動推進計画(案)の説明
第16期図書館協議会	令和3年2月10日	第4次小金井市子ども読書活動推進計画の策定について



第4次小金井市子ども読書活動推進計画

発行：令和3年3月

編集：小金井市立図書館

〒184-0004

小金井市本町一丁目1番32号

TEL：042-383-1138

小金井市立図書館ホームページ

<https://www.library.koganei.tokyo.jp/>

古紙を配合しています。

